

# 令和5年4月西郷村農業委員会総会議事録

日時：令和5年4月17日（月）

午後1時30分

会場：西郷村文化センター大研修室

（会長職務代理者挨拶）

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

（新規）

- （1）議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第8号）
- （2）議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第9号）
- （3）議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第10号）
- （4）議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（事案第2号）
- （5）議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（事案第3号）
- （6）議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（事案第4号）
- （7）議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（事案第5号）
- （8）議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第9号）
- （9）議案第33号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（事案第75号から第97号までの23件）
- （10）議案第34号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成及び意見について（事案第1号から第11号までの11件）

- 5 報 告
- 6 協議事項

(1) 協議第2号 令和5年度最適化活動の目標設定について

(2) 協議第3号 農地台帳からの除外について

7 その他

8 閉会

出席委員

- |    |      |              |    |      |    |
|----|------|--------------|----|------|----|
| 11 | 圓谷光良 | 委員 (会長職務代理者) | 1  | 鈴木宗広 | 委員 |
| 5  | 眞船正広 | 委員           | 6  | 小林彰  | 委員 |
| 7  | 遠藤知志 | 委員           | 8  | 後藤功  | 委員 |
| 9  | 高橋正人 | 委員           | 10 | 島田弘美 | 委員 |

農地利用最適化推進委員

- |    |       |    |    |      |    |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1  | 大竹正樹  | 委員 | 2  | 鈴木勝晴 | 委員 |
| 5  | 平山金二  | 委員 | 6  | 今井修一 | 委員 |
| 8  | 鈴木千代美 | 委員 | 9  | 小林章一 | 委員 |
| 10 | 嶋名恵子  | 委員 | 11 | 荒木達夫 | 委員 |
| 12 | 眞船良二  | 委員 | 13 | 須藤好行 | 委員 |
| 14 | 梅宮與三  | 委員 |    |      |    |

欠席委員

- |   |       |    |   |       |    |
|---|-------|----|---|-------|----|
| 2 | 岩鍋國雄  | 委員 | 3 | 小山田祐一 | 委員 |
| 4 | 近藤富美雄 | 委員 |   |       |    |

欠席推進委員

- |   |       |    |   |      |    |
|---|-------|----|---|------|----|
| 3 | 鈴木晴夫  | 委員 | 4 | 小針永子 | 委員 |
| 7 | 藤井くに子 | 委員 |   |      |    |

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局	鈴木弘嗣	白土寛典
	蓮見美和樹	

午後 1時30分開会

#### 会長職務代理者挨拶

○事務局（ ） それでは、定刻となりましたので、これより農業委員会総会を執り行います。

初めに会長職務代理者よりご挨拶を申し上げます。

○会長職務代理者（圓谷） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、また、 も忙しい中、本日の総会に出席いただきありがとうございます。

大体、今日、 されました 終わったのかなと であります。また、気温は寒かったり暑かったり不規則で、今日あたりは北海道では雪が降っていますから、また、季節柄大変にお忙しい 本日はこのように農業委員会の総会 ですが、今日は議案が10件、協議2件ほどございます。よろしくご審議のほどをお願いします。ありがとうございます。

それでは、 を始めたいと思います。

#### 1 開会の宣告

○事務局（ ） 西郷村農業委員会会議規則第6条及び第16条の規定により、会長職務代理者が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。

#### 2 定足数の確認

○議長（会長職務代理者） ただいま事務局から議長と指名されましたので、暫時の間、議長を務めますのでどうぞよろしくをお願いします。

ただいまから令和5年第4回定例総会を開催いたします。

最初に、定足数の確認でございますが、出席委員11人中4名の方が今日は都合により欠席という報告がございました。2番岩鍋國雄委員、3番小山田祐一委員、4番近藤富美雄委員、7番遠藤知志委員はちょっと遅れるということでございます。

したがって、委員は8名の出席になると思いますので、総会は成立といたします。

なお、推進委員は3番鈴木晴夫委員、7番藤井くに子委員が欠席という報告がございました、所要のため。それで、今、4番小針永子委員はちょっと遅れるという連絡がありましたので、ご報告いたします。

以上で、委員数は達しておりますので、総会は成立と認めます。

### 3 議事録署名人の選出

○議長（会長職務代理者） それでは、ただいまより議案提出に入りたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」〕

○議長（会長職務代理者） 会議規則第14条第2項に規定する、まず、最初に議事録署名人ですが、議長から指名させていただきます。よろしいですか。

5番眞船正広委員、6番小林彰委員、よろしく申し上げます。

### 4 議 事

---

○議長（会長職務代理者） それでは、早速、議案の提出をしたいと思います。

議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当推進委員2番鈴木勝晴委員に現地調査の報告をお願いいたします。

○2番推進委員（鈴木） 推進委員2番鈴木勝晴ですが、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和5年3月31日、私、島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は4ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとするとする地目は畑、現状も畑となっていますが、譲受人が規模拡大ということで、今後とも継続的に利用が見込まれます。現状は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

続いて、農業委員会の意見の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局（ ） それでは、6ページをご覧ください。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当

と判断いたしました。

以上になります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長職務代理者） 同行されました島田委員、ないですか。

ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長職務代理者） それでは、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長職務代理者） 出席委員全員賛成ということで本議案は出席委員の過半数を達しておりますので、原案のとおり決定いたしました。

大変にありがとうございました。

---

○議長（会長職務代理者） それでは、次に、議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりご説明を願います。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果を求めます。地区担当推進委員2番鈴木勝晴委員に現地調査のご報告をお願いします。

○2番推進委員（鈴木） 推進委員2番鈴木勝晴ですが、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和5年3月31日、私と島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をし

てきました。現地調査の結果は10ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする地目は田、現状田となっていますが、譲受人が規模拡大ということで今後も継続的に利用が見込まれます。現状は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果のご報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） それでは、12ページをご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当を判断いたしました。

以上になります。

○議長（会長職務代理者） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見がある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） その他ございませんか。

島田委員、よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（会長職務代理者） 出席委員全員賛成ということで、ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

---

○議長（会長職務代理者） 次に、議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。

地区担当推進委員2番鈴木勝晴委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

○2番推進委員（鈴木） 推進委員2番鈴木勝晴ですが、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和5年3月31日、私と島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は16ページの現地調査書のとおりで、地目は田、現状とも田になっていますが、譲受人が規模拡大ということで今後とも継続的に利用が見込まれます。現状は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果のご報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） それでは、18ページをご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため許可相当と判断いたしました。

以上になります。

○議長（会長職務代理者） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

同行されました島田委員、ないですか。

その他ご意見ありますか。ないですか。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） よろしいですか。それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

委員全員賛成ということで議案第27号は原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます

いました。

---

○議長（会長職務代理者） 次に、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査結果の報告を求めます。地区担当推進委員2番鈴木勝晴委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

○2番推進委員（鈴木） 推進委員2番鈴木勝晴ですが、農地法第4条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和5年3月31日、私と島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は26ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については道路用敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題ないと判断いたします。現状は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果の報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） それでは、27ページをご覧ください。

農地の区分といたしましては第3種農地、該当事項とした判断理由につきましては、未線引都計用途地域内農地となっております。

続いて、28ページをご覧ください。

都市計画区域の有無については計画区域内、地域地区の種類につきましては第1種住居地域、農業振興地域の有無に関しては振興地域外、農用地区域に関しましては農用地域外、以上のことから許可相当と判断いたしました。

以上になります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

同行されました島田委員、いいですか。

〔「はい」〕

○議長（会長職務代理者） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長職務代理者） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

出席委員全員賛成ということで、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

---

○議長（会長職務代理者） 次に、議案第29号についてを議題といたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ありがとうございました。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当推進委員2番鈴木勝晴委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

○2番推進委員（鈴木） 推進委員2番鈴木勝晴ですが、農地法第4条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和5年3月31日、私と島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は36ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については一般住宅敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく特に問題ないと判断いたします。現況は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果を報告いただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） それでは、37ページをご覧ください。

農地の区分といたしましては第1種農地、該当事項とした判断理由については集落接続事業。続いて、38ページをご覧ください。

都市計画区域については計画区域内、農業振興地域については振興地域内、農用地区域については農用地区域外となっております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

以上になります。

○議長（会長職務代理者） 以上、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

同行されました島田委員、ないですか。

〔「はい」〕

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

その他ご意見ございますか。ありませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長職務代理者） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

全員賛成ということで、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

---

○議長（会長職務代理者） 次に、議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査結果の報告を求めます。

地区担当推進委員 2 番鈴木勝晴委員に現地調査結果の報告をお願いします。

○2 番推進委員（鈴木） 推進委員 2 番鈴木勝晴です。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和 5 年 3 月 31 日、私と島田農業委員、事務局 2 名の合計 4 名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は 46 ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については宅地・駐車場用敷地としての転用ですが、周辺の農地にも影響することなく特に問題ないと判断いたします。現状は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果をご報告いただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） それでは、47 ページをご覧ください。

農地の区分といたしましては第 1 種農地、該当事項とした判断理由といたしましては、集落接続事業。

続いて、48 ページをご覧ください。

都市計画区域については計画区域内、農業振興地域については振興地域内、農用地区域については農用地区域外、以上のことから許可相当と判断いたしました。

以上になります。

○議長（会長職務代理者） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

同行されました島田委員、ないですか。

〔「はい」〕

○議長（会長職務代理者） その他ご意見ございますか。ありませんか。ないですか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） それでは、採決いたします。

決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（会長職務代理者） ありがとうございました。

委員全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

---

○議長（会長職務代理者） 次に、議案第31号を提案いたします。議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。

地区担当推進委員2番鈴木勝晴委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

○2番推進委員（鈴木） 推進委員2番鈴木勝晴ですが、農地法第4条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告をいたします。

令和5年3月31日、私と島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は56ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については道路用敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題ないと判断いたします。現状は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認をお願いします。

以上、現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございました。

以上、現地調査の結果のご報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） それでは、57ページをご覧ください。

農地の区分については第1種農地、該当事項とした判断理由については集落接続事業。

続いて、58ページをご覧ください。

都市計画区域については計画区域内、農業振興地域については振興地域内、農用地区域については農用地区域外、以上のことから許可相当と判断いたしました。

以上になります。

○議長（会長職務代理者） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

よろしいですか。

同行されました島田委員。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） それでは、採決に移りたいと思います。

決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

出席委員全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

---

○議長（会長職務代理者） それでは、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ありがとうございました。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。

地区担当推進委員2番鈴木勝晴委員に現地調査結果の報告をお願いします。

○2番推進委員（鈴木） 推進委員2番鈴木勝晴ですが、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和5年3月31日、私と島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は66ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、物置・庭敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく特に問

題ないと判断いたします。現状は添付の現況写真のとおりとなっておりますのでご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果のご報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） それでは、67ページをご覧ください。

農地の区分といたしましては第3種農地、該当事項とした判断理由については線引都計用途地域内農地。

続いて、68ページをご覧ください。

都市計画区域については計画区域内、地域地区の種類といたしましては準工業地域、農業振興地域については振興地域外、農用地区域については農用地区域外、以上のことから許可相当と判断いたしました。

以上になります。

○議長（会長職務代理者） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

よろしいですか。

同行されました島田委員、ないですか。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） よろしいですか。

それでは、採決いたします。

決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

委員全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。

○議長（会長職務代理者） 次に、議案第33号「農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

その他ご意見ございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） それでは、採決いたします。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

---

○議長（会長職務代理者） 次に、議案第34号「農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成及び意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） それでは、採決いたします。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

委員全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

## 5 報 告

---

○議長（会長職務代理者） 次に、報告事項に移ります。

○事務局（ ）

○議長（会長職務代理者） 報告なし。

## 6 協議事項

---

○議長（会長職務代理者） 協議事項第2号「令和5年度最適化活動の目標設定について」を議題といたします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

ただいまの説明について、よろしいですか。

小林委員。

○6番農業委員（小林） 農業委員6番の小林です。

2番の最適化活動のところの活動目標ということでご説明は、今、いただいた経緯ですけれども、全国 〇〇では10日というふうなことで、〇〇は目標、全国 〇〇より下回っている部分があります。私も実際の活動日数ちょっと少ない部分も申し訳ございませんけれども、西郷村の農業委員会の中の今まで平均というののはどのぐらいかちょっと教えていただきたいなと思いました。

○事務局（ ） まだ昨年度全ての集計は終わっておりませんが、平均すると三日、四日です、実際。中には月10日を超えている方もいらっしゃいますけれども、やっぱりなかなか活動できないという方もいらっしゃいますので、平均するとどうしてもそのぐらいの日数

にはなっております。

○6番農業委員（小林） ありがとうございます。

時間には特にこだわらないという あって、例えばの話ですけれども、犬の散歩でちょっと現状、 とかそういった部分でも記録として残してもよろしいでしょうか。伺います。

○事務局（ ） 時間は、こちら、昨年も説明させていただきました。時間は特に縛っていないんです。ですから、活動したという短時間であっても実績があればそちらは報告いただければと思います。よろしくをお願いします。

○6番農業委員（小林） ありがとうございます。

○議長（会長職務代理者） よろしいですか。その他ございますか。

[発言する者なし]

---

○議長（会長職務代理者） なければ、協議第3号「農地台帳から除外について」を議題といたします。

ご説明願います。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

ただいまの説明についてご意見のある方は挙手を願います。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。

特にないようですので、その他の事項を終わります。

## 7 その他

---

○議長（会長職務代理者） その他。

○事務局（ ） それでは、事務局のほうから幾つかご説明させていただきたいと思います。

まずは、お手元にお配りしている令和5年度農地利用状況調査についてと記載されたA4の紙とA3の資料をご用意ください。

毎年、皆様には農地利用状況調査ということで、夏ぐらいから秋にかけて農地利用状況調査

をお願いしているところでございます。

こちらに関しては、昨年度もちょっとご説明させていただいていたんですけれども、令和3年度より国のほうが新たに調査スケジュール見直し、あとは遊休農地の区分についての見直しというところで項目ががらりと変わりました。

西郷村では昨年度、令和4年度より徐々にスケジュールの見直しと新たな項目への対応というところを行いながら調査を行っていただいております。

令和5年度に関しましては、7月20日に議員改選を行う都合上、こちら国が定めているスケジュールと多くちょっとかぶってしまうという状況、発生しております。

そこで、今年度の農地利用状況調査のスケジュールについて、できれば改選前に行いたいと考えている次第でございます。

農地利用状況調査、前倒しで行うスケジュールなんですけれども、6月1日水曜日から7月18日火曜日までを期間とさせていただけないかと思っております。

また、それに付随する説明会に関しましては、5月の総会日に合わせて開催を予定できればと思っております。

簡単ではございますが、その後の流れについてご説明させていただきますと、調査結果、事務局のほうで取りまとめを行いますのが8月中頃まで。そこから遊休農地の所有者に対する意向調査を発送するのが9月末。1か月程度アンケートの回答期限を待ちまして、10月末までにアンケートの集計を行うという形になっております。その後がかなり長いんですけれども、意向調査の結果を受けて経過を観察したり、指導をしたり報告をしたりというところを6か月間取るというところが国のスケジュールとなっております。なので、この時点で既に3月末となってしまっておりまして、最終的に国への報告が4月末というようなスケジュールとなっております。

現状でもかなりスケジュール厳しくて、そんな中でちょっと前倒しさせていただくことに関して皆様のご理解のほどをお願いできればと思っております。

ただ、調査方法につきましては、昨年度同様に行うのではなく、地区割は同じなんですけれども、なるべく簡易的に行えるようにこちら準備進めておりまして、A3のほうの調査方法についてという資料をご覧ください。

こちらが昨年度皆様に記入していただいた調査結果をまとめた表の一部になっているんですけれども、このように同じ地区同じ筆なので、見る筆は全て同じになっております。さらに、記入いただいた耕作状況、発生している現況、発生場所等の記入も全て去年つけていただいた

ままでお渡しいたします。今年の調査に関しましては、そこから変化があったものに関してだけ記入をいただくという形で調査の簡略化を行えばなと思っております。

見ていただきますと、このように変化のあったものだけももとのやつにバツをつけて新たなところに丸をつける、さらにそこが遊休農地等になっていた場合には、現況であったり発生場所というのを新たに記入していただくという形を取ればと思っております。

事務局からは以上となりますが、かなり皆さんお忙しい中とは思いますが、何とぞご協力をお願いできればと思っております。こちらその他でご相談させていただければと思っております。

事務局からは以上となります。

○議長（会長職務代理者） ただいまの説明に関連しまして、……（録音漏れ）……

○（ ） ……（録音漏れ）……私たちの任期は7月までですから、そこで今となると、8月9日に ……でも毎回調査を続けて ……、

○事務局（ ） 説明が不足していて申し訳ございません。

農地利用状況調査以降のその後の流れにつきましては、事務局が主導となって行うものになっておりますので、特に委員の皆様にご迷惑をかけるという作業は発生いたしませんのでご安心ください。

○（ ） 分かりました。

○議長（会長職務代理者） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（会長職務代理者） なお、今、農地利用状況調査についてのまた次回の総会でもお話あると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他特にございますか。ないですか。

[発言する者なし]

○事務局（ ） それでは、2点目となります。

活動記録に関してなんですけれども、こちらもお手元にお配りしている活動記録簿4月総会分という資料と活動記録簿提出スケジュールと書かれている資料をご用意ください。

普段皆様をお願いをさせていただいている活動記録簿の記入と作成について事務局からお願いがございます。

まず、事務局が主催となって行う総会だったり、あとは研修等の活動記録簿の作成については、お手元にお配りしている活動記録簿のように事務局からの内容を記載し作成させていただきたいと考えています。

皆様には出欠の際にその証拠としてサインを右上に氏名欄にお書きいただければと思っております。

今回、総会に先立ちまして、お手元に4月総会の出席に関する活動記録のほうを置かせていただいております。皆様に関しましては、こちら右上にお名前をお書きいただき、お帰りの際はそのまま席に置いてお帰りいただけますとその後事務局のほうで回収して活動記録としてこちら保管させていただくような形となっております。

こちらに関しましては、皆様の負担軽減、そして、活動記録簿の活動実績日数確保のためにご協力をお願いできればと思います。

また、皆様の主導で行っていただいているパトロール等々の活動記録に関する活動記録簿の提出スケジュールについてなんですけれども、別紙のスケジュールと書かれた資料をご覧ください。

基本的には、、例えば今月4月分の活動記録に関しましては次月、5月の総会日までを提出期限とさせていただければと思っております。こちらに関しましても、補助金等の対象となるため、月ごとに提出スケジュールを組ませていただければと思っております。昨年度はちょっとまとめてやってしまった結果、関係各所からお叱りの声をいただきまして、今年度よりにこちらは運用にさせていただければと思っております。

1点ご注意いただきたいのが、最後年度末3月分に関しましては、大変なんですけれども3月末の営業日までを締切日とさせていただければと思っております。

こちらもちっとお手数をおかけしてしまいますが、皆様にご協力をお願いできればと思っております。

そして、2023年度の活動記録日誌についてなんですけれども、まだちょっとのほうできておりませんで、全国農業会議のほうから今し方カタログのほう届きましたので発注を掛けている最中でございます。

ちょっと委員改選等もございますので、今月から改選まではお手元には配付していないんですけれども、こちら事務局の手元に白紙のコピーしたページを幾つか用意しておりますので、足りなくなった人はこちらに総会后に取りに来ていただければと思います。

このように運用させていただければと思いますので、今年度も活動記録のほうよろしく願いいたします。

○事務局（） すみません、私のほうから皆さんにお伝えしたいことがあります。

委員さんの何名かから、今までの資料が大量にあると。個人情報も絡んでいるので安易に捨

てたりできないんだというご意見もいただいております。確かに、個人情報記載されてはおりますので取扱いにご注意いただきたいんですけども、不要な文書につきましては事務局のほうで処分させていただきますので、事務局のほうにお持ちいただければまとめて処分させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（会長職務代理者） 皆さんのほうから特にございますか。  
ないですか。

[発言する者なし]

## 8 閉会の宣告

○議長（会長職務代理者） では、特にないようですので、以上で本日の議案の審議は全て、長時間にわたり皆様のお力で議案は全て終了いたしました。

私、職務代理者として議長の座をこの場で下ろさせていただきます。大変にありがとうございます。ありがとうございました。

西郷村農業委員会第4回総会をこれで閉じます。ありがとうございました。

午後 2時00分閉会